参考資料２

内閣府

障害を理由とする差別の解消に向けた取組について

障害者基本法について（概要）

（昭和45年５月21日　公布
平成23年８月５日　改正）

1. 目 的

○ 全ての国民が**障害の有無にかかわらず**、人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会（共生社会）の実現**のため、**障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進**すること

2. 定 義

障害者	障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害）がある者であって、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**
社会的障壁	障害者が日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような**社会のバリア**（事物、制度、慣行・観念その他一切のもの）

⇨上記の定義は、障害者が受ける日常生活・社会生活上の制限は、社会における様々な障壁によって生ずるものとする障害者権利条約の考え方を踏まえたもの

3. 基本原則

①地域社会における共生等

②**差別の禁止**

・何人も、障害者に対して、障害を理由として、**差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない**
・社会的障壁の除去について**必要かつ合理的な配慮**がされなければならない
・国は、**違反行為の防止に関する啓発及び知識の普及**を図るため、必要となる情報の収集、整理及び提供を行う

③国際的協調

4. 施策の基本方針

○障害者の性別、年齢、障害の状態、生活実態に応じ、有機的連携の下に総合的に策定・実施

○国及び自治体は、施策の実施に当たり、障害者その他の関係者の意見を聴き、尊重するよう努力

5. 障害者基本計画等

○政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（閣議決定による５か年計画）
○障害者政策委員会の意見を聴いて策定
○都道府県や市町村は、障害者基本計画を基本として、それぞれ障害者計画を策定

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

（平成25年6月26日　公布
令和3年6月4日　改正）

Ⅰ．目的

障害者基本法の基本的な理念に則り、障害を理由とする差別を解消するための措置を定めるもの

Ⅱ．差別を解消するための措置

国・地方公共団体等、事業者に以下を義務付け

○ 障害を理由として障害者でない者と**不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

○ 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について**必要かつ合理的な配慮**をしなければならない。

具体的対応

（１）内閣府が定める**「基本方針」**に即して、
（２）関係省庁が職員が適切に対応するために必要な**「対応要領」**
（３）事業者が適切に対応するために必要な**「対応指針」**
を定め、行政機関等や事業者がそれぞれで研修・啓発を実施

（１）基本方針（各府省庁共通）

●**対応要領の記載事項や対応指針の記載事項**
- ○ 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方や具体例
- ○相談体制の整備
- ○職員や事業者への研修・啓発
- ○障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備
- ○国の行政機関（主務大臣）における所掌する分野ごとの相談窓口

（２）対応要領（各府省庁ごと、職員向け）

●各行政機関の長は、上記基本方針に基づき、それぞれの機関における対応要領を作成しており、その中には、職員への研修・啓発に関する内容が盛り込まれている。

（３）対応指針（各分野ごと、事業者向け）

●各主務大臣は、上記基本方針に基づき、それぞれの事業者における対応要領を作成しており、その中には、事業者の職員への研修・啓発に関する内容が盛り込まれている。

（例）国土交通省：不動産業、一般乗用旅客自動車運送業　など
厚生労働省：衛生分野、福祉分野　など

Ⅲ．差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決	● 相談・紛争解決の体制整備
地域における連携	● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
啓発活動	● 啓発活動の実施
情報収集等	● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

改正障害者差別解消法の周知・啓発に関する最近の取組について

内閣府障害者施策担当

1. 改正障害者差別解消法に係る説明会

○ 事業者を対象としたオンライン説明会を開催
（改正法の説明、有識者による講演、質疑応答等）
- 令和５年11月開催
- 令和６年６月開催（開催時期を前倒し、個別企業による好事例発表を新たに追加）

2. 事業者団体、障害者団体等主催の講演会等における説明・周知

○ 令和３年度から、事業者団体、障害者団体等が主催する講演会等において、改正法の説明・周知を実施

3. 障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化ブロック研修会

○ 地方自治体の職員等を対象とした研修会を開催
（改正法の説明、有識者による講演、グループディスカッション・発表等）
○ 令和３年度から、全国の地域ブロックにおいて開催

5. 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

- 令和４年３月、障害者差別解消法の内容、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供等についてイラストや動画で分かりやすく解説、資料集やリンク集などコンテンツを掲載したサイトを公開。本サイトについて、定期的にインターネット広告を実施
- 令和５年４月、「障害者の差別解消に関する事例データベース」を追加
- 令和５年12月、改正法の説明動画を追加



（ポータルサイト・トップ画面）


（障害種別ごとの事例紹介）

6. リーフレット・チラシの作成・配布

- 改正法や「つなぐ窓口」に関するリーフレットやチラシを制作・配布し、内閣府ホームページに掲載
音声コードの付与、大活字版の制作、テキストデータの提供など、多様な利用者に配慮した情報保障を実施



（各種リーフレット・チラシ）

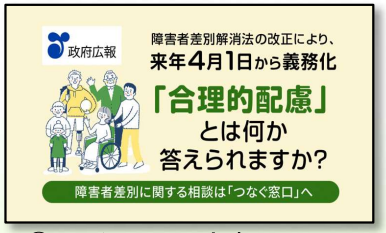
4. 政府広報

①新聞広告
令和５年10月、新聞各紙に改正法に関する突出し広告を掲載
（全国紙、ブロック紙、地方紙　合計73紙）
②インターネット広告
令和５年12月以降、改正法に関するインターネット広告を実施
③政府広報オンライン
令和６年２月、政府広報オンラインのサイトにおいて、改正法に関する広報動画・解説記事を掲載

※令和６年度についても、内閣府障害者施策担当において、「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」や「つなぐ窓口」についてのインターネット広告等を実施



（①新聞突出し広告）



（②インターネット広告）



（③政府広報オンライン・広報動画）



（③政府広報オンライン・解説記事）

障害を理由とする偏見や差別をなくすための取組

資料3

・法務省の人権擁護機関では、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施
　→　啓発冊子の作成・配布、啓発動画の作成・配信、人権教室の実施、シンポジウムの実施等
・中央省庁等の職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員に対する研修を実施
・障害のある人からの人権相談に応じ、人権侵犯事件については、事案に応じた適切な措置を講じている

啓発冊子・動画の作成



啓発冊子・動画
「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～〈改訂版〉」
再生回数２．８万回
（令和６年７月２３日時点）



啓発動画
「『誰か』のこと　じゃない。(障害のある人編)」
再生回数９４万回
（令和６年７月２３日時点）

人権教室の実施



シンポジウムの実施



「共生社会と人権に関するシンポジウム」
アーカイブ期間　2024年2月3日～
2025年2月3日（予定）

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組

資料4

文部科学省

文部科学省では、共生社会の実現に向けて、
① 学校教育から社会教育を通じた、障害のある方の人権を含めた人権教育を推進するとともに、
②-1 障害のある子供と障害の無い子供が触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」の推進
-2 障害者理解などの「心のバリアフリー」を進めるための教材配布 等を実施

① 人権教育の推進

- 学校における人権教育に関する指導方法の改善・充実に資することを目的とした実践的な研究
- 社会教育主事の養成講習や研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進 等

②-1 交流及び共同学習

■ 「交流及び共同学習ガイド」

- 交流及び共同学習の意義・目的、展開する際の手順のほか、実際の取組事例等を掲載

＜音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習＞





＜障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習＞

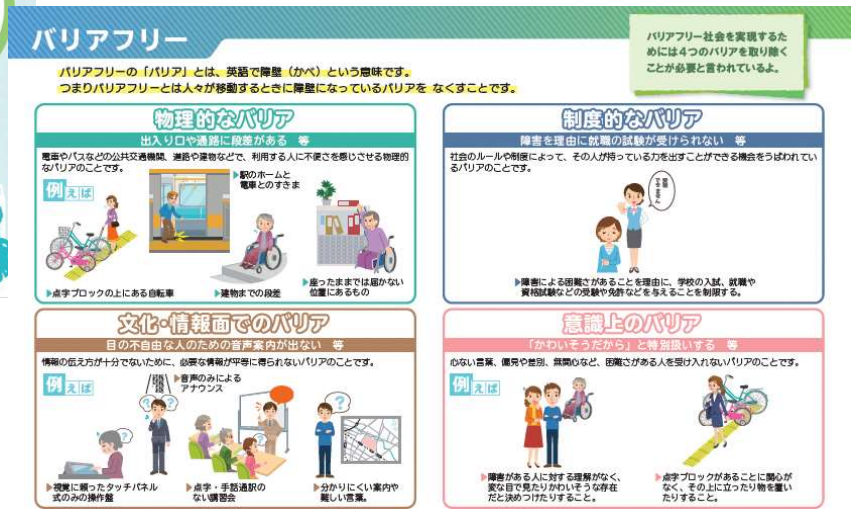


②-2 心のバリアフリー

■ 「心のバリアフリーノート」

- 様々な心身の特性や考え方をもつ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に作成





東京大会を契機に決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、「障害の社会モデル」の考え方を共有し、全国で人々の心にある障壁の除去に向けた取組（「心のバリアフリー」）に係る施策を政府全体で推進